

みえ県民交流センター条例

平成十三年三月二十七日

三重県条例第四号

改正 平成二十年三月二十六日

三重県条例第十五号

(設置)

第一条 県民の自発的な社会貢献に関する活動を促進するとともに、国際化の推進を行うため、みえ県民交流センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 市民活動の促進並びに市民活動を行う団体及び個人の交流の促進を行うこと。
- 二 国際化に関する情報の収集及び提供並びに国際化を推進する活動の支援を行うこと。
- 三 センターの施設を利用に供すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十一条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができない。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十九条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、知事がセンターの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
 - 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(選定委員会)

第七条 知事は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、センターの管理に関し優れた見識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定等の告示)

第八条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
- 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 三 第十九条第二項の規定により利用料金を承認したとき。

(協定の締結)

第九条 知事は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第十条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
- 二 第十九条第一項に規定する利用料金の収入の実績
- 三 センターの管理の業務に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な項目
(業務状況の聴取等)

第十二条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(知事による管理)

- 第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。
- 2 前項の規定により知事が管理の業務を行うときは、知事は、別表に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
 - 3 第二十条から第二十二条まで及び別表の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、第二十条から第二十二条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(開館時間)

第十四条 センターの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第十四条 センターの休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第十五条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えることができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 センターの施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十八条第一項第四号において同じ。)の利益になると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十六条 前条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第十七条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者(第二十四条において「利用者等」という。)に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第十八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
 - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
 - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
 - 五 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
 - 六 公益上必要があると認められるとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第十九条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)

を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。
(利用料金の納入)

第二十条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第二十一条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十二条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込みを取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第二十三条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第二十四条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十五条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 三重県市民活動センター条例（平成十年三重県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県条例第十五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にみえ県民交流センターの使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行前に改正前のみえ県民交流センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のみえ県民交流センター条例（附則第五項において「新条例」という。）の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
 - 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (準備行為)
- 5 新条例第三条第一項の規定による指定及びそれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

別表（第十二条、第十九条関係）

一 ミーティングルーム

(一) 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合

区分	金額(円)		午後六時から午後十時まで
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	
ミーティングルームA	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
ミーティングルームB	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇

備考 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

(二) その他に利用する場合

区分	単位	金額(円)
ミーティングルームA	一時間につき	三〇〇
ミーティングルームB	一時間につき	三〇〇

備考 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

二 交流スペース

(一) 営利又は宣伝を目的とする催物に利用する場合

区分	金額(円)		
	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで
交流スペースA	一七、五〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
交流スペースB	一七、五〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

備考 一 交流スペースのうち、交流スペースAの全部を利用する場合に限る。

二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

(二) その他に利用する場合

区分	単位	金額(円)
交流スペースA	一時間につき	一、五〇〇

備考 一 交流スペースのうち、交流スペースAの全部を利用する場合に限る。

二 利用時間が一時間に満たない場合は、一時間とする。

三 センターの附属設備

区分	単位	金額(円)
一点又は一式	一回につき	五〇〇

みえ県民交流センター条例施行規則

平成十三年三月二十七日三重県規則第二十七号
改正 平成十五年八月八日三重県規則第七二号
平成十六年十一月十六日三重県規則第七五号
平成二十年三月二十六日三重県規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、みえ県民交流センター条例（平成十三年三重県条例第四号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条の規定により申請をしようとするものは、知事が指定する日までに、指定管理者指定申請書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第五条に規定する事業計画書
- 二 定款、規約その他これらに類する書類
- 三 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 四 貸借対照表、損益計算書その他経営状況に関する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類

(委員長)

第三条 条例第七条第一項に規定する指定管理者の選定に関する委員会（以下「選定委員会」という。）に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第四条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第五条 委員は、条例第五条の規定により指定管理者の指定を申請したもの（次項及び次条において「申請団体」という。）に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。

- 2 委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
- 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委員の除斥)

第六条 委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。

(庶務)

第七条 選定委員会の庶務は、生活・文化部において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、みえ県民交流センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第1号様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

三重県知事　あて

申請者　主たる事務所の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

印

みえ県民交流センター条例第5条の規定により、みえ県民交流センターの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

(規格A4)

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日三重県規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

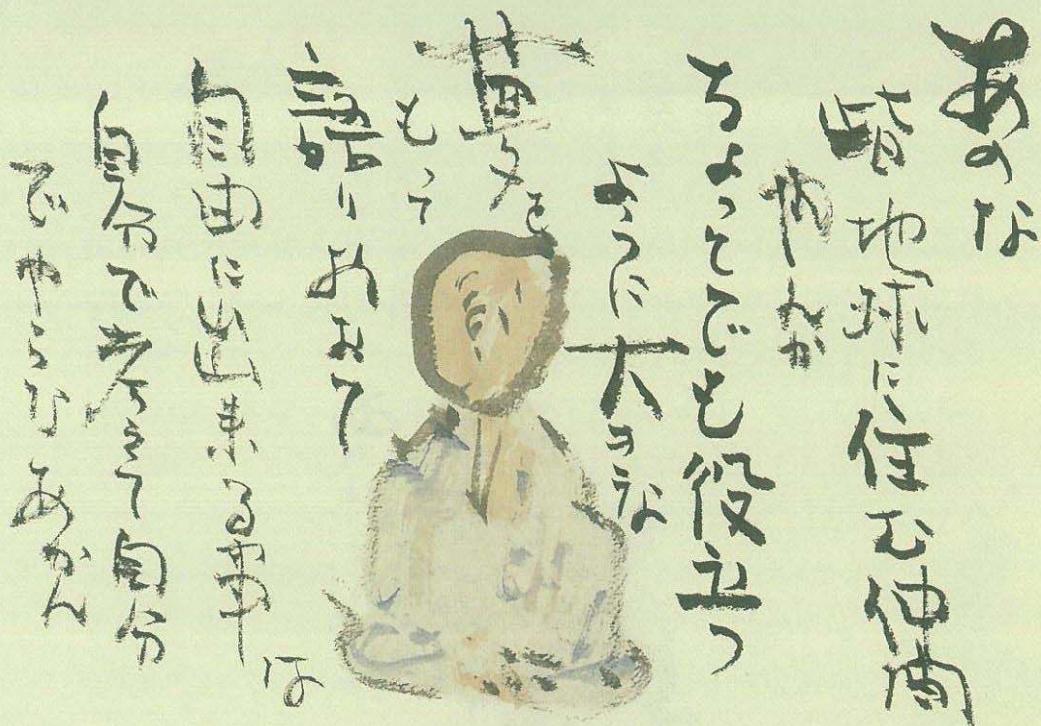
附 則（平成十六年十一月十六日三重県規則第七十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のみえ県民交流センター条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十四号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前のみえ県民交流センター条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後のみえ県民交流センター条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
- 3みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例（平成二十年三重県条例第十五号）附則第五項に規定する指定及びそれに関し必要な手續その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第二条から第八条までの規定の例により行うことができる。

みえ・パートナーシップ・宣言



宣言日
1998.11.24.

Meeting for the study of

MIE Non Profit Organization

みえ NPO 研究会

「みえNPO研究会」は、
条例

- (1) 「特定非営利活動促進法」成立を受けての条例
(2) NPOと行政の協働のあり方

について検討するため、

平成10年4月1日に設置しました。

研究会委員は、NPO7名、企業3名、
県議会議員3名、大学2名、行政7名、
NPO有識者4名の合計26名です。



パートナーシップ宣言に 至る経緯

「みえNPO研究会」は、第一回を4月27日に、以後毎月一回の割りで11月24日までの間に8回開催し、公開の上、インターネットで情報を開示しながら進めました。研究会には、毎回たくさんの県民が参加しました。県外からの参加もありました。

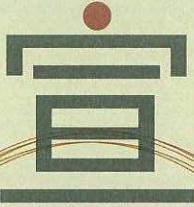
公開して市民とともに条例を検討する作業は全国的にも注目を集めましたが、特に、条例の第一条に、「法制度の公正な運用を図る」という文言を加えるかどうかの議論は、委員だけでなく会場の参加者をも二分しました。

寄せられた多くの意見は、委員の有志による作業部会で集計・分析され、資料として研究会に提供しました。会議に参加した県民は延べ1500人を、討論に費やされた時間は120時間を超えました。

こうした努力は、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」やこの宣言となって結実しました。

これは、まさに協働の第一歩でもありました。



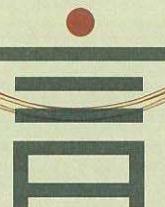


私たちは、開かれた市民社会を自分たちの手で実現していこうと考えています。

あらゆる立場の人々が信頼で結ばれ、人と命を大切にし、

かけがえのない地球へ貢献することを目的として、

ここに「みえパートナーシップ宣言」をします。



●自立した市民が中心の社会をつくる夢を共有します。

●一人ひとりができる範囲で責任ある行動をします。

●それぞれに違う立場と利益を認めあい、連携します。

●誰もが自由に選択できる開かれた活動を行います。

●広く情報を公開し、活動の中に循環させます。

●あらゆる変化へ柔軟に対応し、積極的に行動します。

●どんな活動も地球に貢献する大切な活動であることを自覚します。

COLLABORATION

COLLABORATION



「これはまちがいなく正しいこと」と、今まで信じてうたがわなかつたことについて、「ほんとうにそうなの?」「それでまちがいないの?」「ほんとうに将来も後悔しない?」ともう一度、問い合わせなければならぬことがこの20世紀のおわりになって、三重県をふくめて日本じゅうに、そして世界のおおくの場所に、いっぱいあらわれました。それはあたかも、わたしたち人間のこれまでの「こころの方向」と、そこからくる行動に対して、「あなただけよかつたらそれでいいの?」「あなたのすんでいる場所だけよかつたらそれで満足?」「おまえだけよかつたらそれでしあわせなの?」と、人間をこえたやさしい存在がどこか遠くから、「おもいやりにみちたメッセージ」をおくってくれているようでもあります。





三重県NPO室

〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3階
TEL:059-222-5981 FAX:059-222-5971

三重県国際化推進指針

(第一次改訂)

～多文化を共に生きる三重を目指して～

2011年（平成23年）3月

三重県生活・文化部

目 次

	頁
はじめに～指針策定の趣旨	1
第1章 多文化共生社会づくりの推進	4
1 目指すべき多文化共生の意義	4
2 多文化共生施策の基本的な考え方	4
3 多文化共生に向けた施策の方向性	5
第2章 国際貢献の推進	15
1 国際貢献推進の意義	15
2 国際貢献施策の基本的な考え方	15
3 国際貢献施策の方向性	16
第3章 国際交流の推進	18
1 国際交流推進の意義	18
2 国際交流施策の基本的な考え方	18
3 国際交流施策の方向性	19
第4章 推進体制	21
1 県の役割	21
2 各主体に期待される役割	21
3 連携強化	22

はじめに～指針策定の趣旨

1 指針策定の経緯

本県の外国人登録者は、戦前から居住する在日韓国・朝鮮人などの人々とその子孫に加え、1990年代以降には、ブラジル、ペルーなどの南米出身者を中心とする日系外国人やアジア出身の外国人が急増し(*), その数は、2006年(平成18年)末には49,304人と、県内総人口の約2.6%を占めるに至っており、10年で2倍以上に増加しました。

こうした状況においては、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会を築いていくことが必要です。

また、国際化の進展に伴い、県民の皆さんへの国際貢献への関心や理解を深め、NPOやNGO、企業などが相互にネットワークを築きながら、県民主体の国際貢献活動が活発に行われる環境づくりや地域における草の根の国際交流を促進するため、県民、NPOやNGO、団体、企業、市町等の多様な活動主体に対し、情報提供などの支援が必要となってきた。

こうしたことから、本県の国際化施策の取組方向を明らかにし、具体的な取組を推進していくため、「三重県国際化推進指針」(以下「指針」という。)を2007年(平成19年)3月に策定しました。

2 改訂の考え方

2007年(平成19年)に指針を策定後、県内外において多文化共生にかかる取組が進められてきました。

国においては、2009年(平成21年)1月内閣府に定住外国人施策推進室を設置とともに、定住外国人施策推進会議において、「定住外国人支援に関する対策の推進について」をとりまとめ、外国人住民に対する施策に係る関係省庁が連携して取組を推進する体制が整備されました。

県においては、指針の具体的な取組を推進するため、2007年(平成19年)に「三重県多文化共生推進会議」を設置し、コミュニケーションとネットワークをキーワードに市町やNPO、経済団体等の多様な主体と協働・連携して国際化施策を進めることにより、多様な主体が多文化共生社会づくりに主体的に取り組むための環境整備が進められています。

一方、外国人住民をとりまく環境も大きく変化しました。急激な経済環境の悪化に伴い、不安定な雇用形態にあった外国人労働者の失業が増加し、住居、教育、医療等さまざまな分野で深刻な課題を抱えています。

こうした状況のもと、2009年(平成21年)末には、本県の外国人登録者数は1990年(平成2年)の入管法の改正以来、初めて減少に転じ、2010年(平成22年)末には、46,817人となりました。しかしながら外国人登録者が減少する一方で、永住者、学齢期人口(7歳から15歳)は指針を策定した2006年(平成18年)度末より大幅に増加しており(2009年(平

成21年)末時点)、その定住化傾向が鮮明となり、今後一層多文化共生社会づくりを進めていくことが求められています。

また、国際貢献、国際交流においても経済環境の変化に対応できるよう、これまでに培った資源やネットワークを有効に活用した国際貢献への取組や外国人住民との交流も必要とされています。

2010年(平成22年)度末で現行の指針の計画期間が終了することから、こうした社会環境の変化と国際化推進施策の成果と課題を踏まえ、「三重県国際化推進指針(第一次改訂)」を策定することとしました。

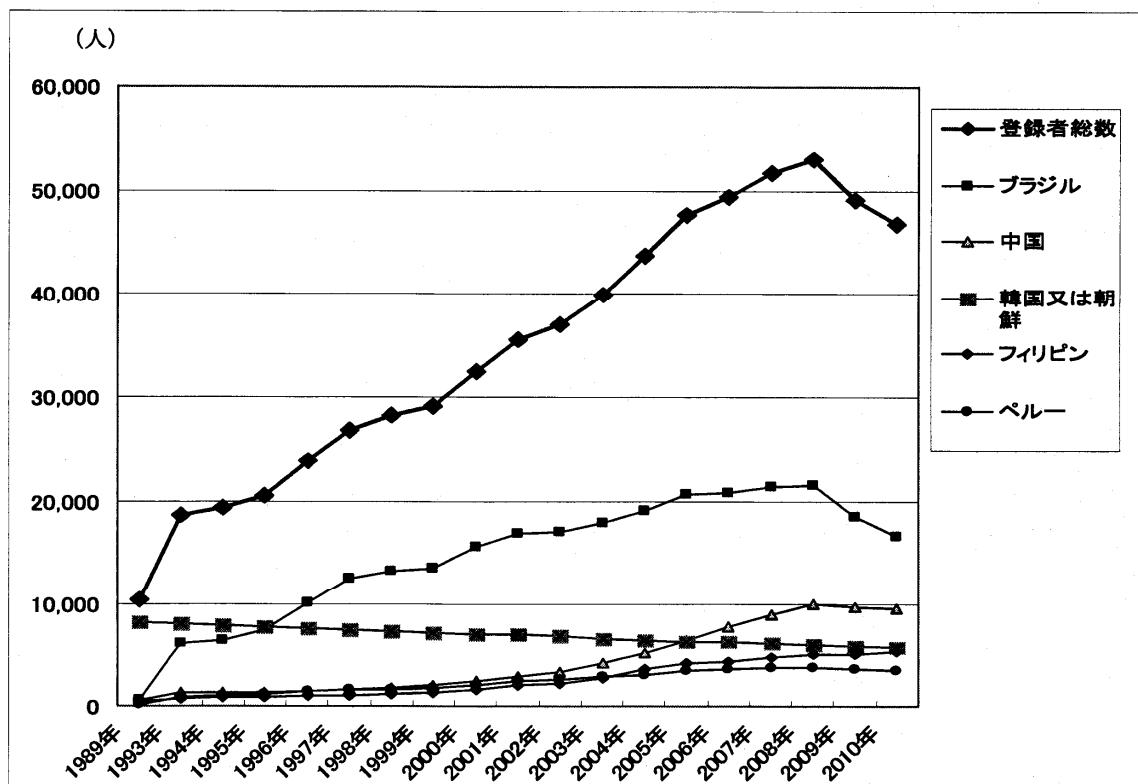
なお、本指針の計画期間は平成23年度から平成26年度までの4年とします。

「外国人住民」という言葉は、本来外国籍の住民を意味しますが、本指針では、日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある人々(国際結婚により生まれた人や日本国籍取得者など)も含むものとします。

また、この指針の対象には、一時的に滞在する外国人の人々も含んでいます。

(*)1989年(平成元年)に成立、翌1990年(平成2年)に施行された「出入国管理及び難民認定法」の改正で、3世までの日系外国人について活動に制限のない「定住者」という在留資格が認められたことや1990年(平成2年)に研修生受入要件が緩和され、1993年(平成5年)に技能実習制度が創設されたことなどが契機となっています。

三重県の外国人登録者数の推移



三重県国際化推進指針の体系

第1章 多文化共生社会づくりの推進

(1) コミュニケーション施策の推進

- ①地域における情報の多言語化
- ②日本語および日本社会に関する学習支援

(2) 生活支援

- ①居住 ②教育 ③労働環境
- ④医療、保健、福祉等 ⑤防災 ⑥留学生支援

(3) 多文化共生の地域づくり

- ①地域社会に対する意識啓発
- ②外国人住民の社会参画

第2章 国際貢献の推進

(1) 本県の特性を生かした国際貢献

(2) 国際貢献への理解促進

第3章 国際交流の推進

(1) 県民主体の多様な国際交流活動の支援

(2) 地域の国際化および人材育成

第4章 推進体制

市町を中心に多様な主体との連携協働による取組の推進

第1章 多文化共生社会づくりの推進

1 目指すべき多文化共生の意義

(1)外国人住民の人権保障

- 多文化共生施策の推進は、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける社会を築くことを目指していることから、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等で保障された外国人の人権尊重につながります。

(2)地域の活性化

- 世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。

(3)住民の異文化理解力の向上

- 多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた人材の育成をはかることが可能となります。

(4)ユニバーサルデザインのまちづくり

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として共に生きていくことができる地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりにつながります。

2 多文化共生施策の基本的な考え方

(1)コミュニケーション施策の推進

- 外国人住民の中には日本語を理解できない人もいるため、日本語によるコミュニケーションが困難なことによるさまざまな問題が生じています。このため、多言語での情報提供、外国人への日本語学習の支援、やさしい日本語など、外国人住民と日本人とのコミュニケーションをはかるための取組を推進することが必要です。

(2)生活支援

- 外国人住民が地域において生活するうえで必要となる基本的な環境が十分に整っていないことから、生活面でのさまざまな支援策を行うことが必要です。

(3)多文化共生の地域づくり

- 外国人住民は地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に摩擦が生じることも少なくないため、「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」および「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」との整合をはかりつつ、外国人住民の人権尊重に向けた意識啓発などを進め、地域社会全体の多文化共生に係る意識の醸成をはかるとともに、外国人住民の社会参画を促進し、日本人住民との日常的な交流が自然に行われる地域づくりが必要です。

3 多文化共生に向けた施策の方向性

(1) コミュニケーション施策の推進

① 地域における情報の多言語化

【現状と課題】

- 外国人住民が多く住む市(以下「集住市」という。)を中心に、生活ガイドブックやゴミの収集、保健福祉等の個別の行政情報が多言語で作成されていますが、外国人住民への提供方法は限定的です。
- 集住市や財団法人三重県国際交流財団(以下「県国際交流財団」という。)などにおいて、生活相談などの窓口に通訳が配置されています。
- 一部NPOが集住市を中心に多言語情報の提供について取り組んでいますが、行政、企業等の取組の推進が求められています。
- 日本社会で暮らしていくためには、日本語の習得が必要ですが、緊急情報や新規来日者向けの情報等、多言語での提供が不可欠なものもあります。しかし、県内には99か国から来日した約5万人の外国人住民が暮らしており、その言語や文化的な背景もさまざまであることから、情報の多言語化には限界があります。また、言語の習得にも時間がかかるため、外国人住民と日本人住民のコミュニケーションの手段として、やさしい日本語の普及を進める必要があります。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 外国人住民が本県で生活するうえで必要な行政情報や生活情報を容易に入手できるように、各種メディアを活用した多言語による行政・生活情報の提供を進めるとともに、多言語による各種相談窓口の設置などを進めます。
- 外国人住民と日本人住民の相互理解、外国人住民のよりスムーズな日本社会への適応を進めるため、多言語での情報提供に加え、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及を進めます。

<具体的な施策例>

- 各種メディアを活用した多言語による行政・生活情報の提供
- 多言語による各種相談窓口の設置、専門家の養成
- NPO等との連携による多言語での情報の提供
- 地域の外国人住民の参画を得たコミュニケーション施策の推進
- やさしい日本語によるコミュニケーションに関する研修・啓発の推進

② 日本語および日本社会に関する学習支援

【現状と課題】

- 外国人住民の中には、日本語対応能力や日本の文化、習慣等に対する理解が十分でない方もいること、日本人住民の外国人住民への理解不足などから、地域社会との間で、トラブルや摩擦が生じることがあります。
- 大人の外国人住民を対象とした日本語学習支援については、各地域で日本語教室を開催していますが、ボランティアに頼る状況にあり、公的に学習機会を支援するシステムは十分ではありません。
- 免許や資格、技術習得など学習者の多様なニーズに対応するため、日本語支援ボランティアのスキルアップが求められています。
- 一部の集住市においては、外国人登録の際に、ポルトガル語、スペイン語により、生活オリエンテーションを実施しています。
- 経済情勢の悪化により、不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、日本語対応能力が十分でない外国人労働者には再就職が難しい状況にあることから、就労に結びつく日本語学習支援を充実させていく必要があります。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 外国人住民の生活を円滑でより豊かなものとするためには、日本社会の文化や習慣に対する理解および日本語の習得が必要です。そのため、本県での生活開始時等における生活オリエンテーション、日本語学習機会の提供などにより支援します。
- 外国人住民の就業機会の拡大をはかるため、就労に結びつく資格や技術習得のための日本語学習機会を提供し支援します。

<具体的な施策例>

- 生活開始時等におけるオリエンテーションの実施
- 日本語および日本社会に関する学習機会の提供支援
- 就労に結びつけるための日本語学習支援
- 日本語支援ボランティアのスキルアップ研修の実施

(2) 生活支援

① 居住

【現状と課題】

- 民間住宅については、外国人であることを理由に入居を拒否されるケースがあることなどから、公営住宅に入居する外国人住民が多くなっています。
- 外国人住民に日本の居住に関する慣習やシステムを多言語で情報提供することや家主、仲介事業者等への意識啓発が必要なことから、家主、仲介事業者への説明会や外国人が入居可能な住宅の登録など民間賃貸住宅への入居差別解消への総合的な取組が始まりました。
- 集住市や公営住宅等においては、住宅入居後もゴミの取扱いなどについて、多言語での情報提供が行われていますが、多くの外国人住民は、日本人住民との交流の機会が少ないとから、地域の生活ルール等を学ぶ機会の拡大が必要です。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 外国人住民の生活を円滑でより豊かなものとするため、公営住宅をはじめとする日本の居住に関する慣習等について、多言語による情報提供、地域の生活ルールを学ぶ機会づくり等を進めるとともに、入居差別が行われないよう行政、NPO、不動産関係事業者等が一体となった取組を推進します。

<具体的な施策例>

- 外国人が入居可能な住宅等の情報提供、通訳派遣等による居住支援、入居差別解消への取組の推進
- 住宅入居後のオリエンテーションの実施
- 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

② 教育

【現状と課題】

- 日本も批准している「国際人権規約」(社会権規約)および「児童の権利に関する条約」には、初等教育を義務的なものとすると明記されており、外国人の子どもについては、公立の小中学校への就学を希望する場合には無償で受け入れを行っています。
しかし、不就学の問題や日本語の学習が十分ではないといった課題もあり、今後も外国人の子どもの権利が十分に保障されるよう、就学状況の把握と就学支援の取組をさらに充実し、不就学の解消に努めるとともに、適応指導を行う教室への支援や教師用の日本語指導の手引きの活用の推進などにより外国人児童生徒教育の一層の充実をはかる必要があります。
- 急激な経済環境の悪化に伴い、県をまたいでの転居や、ブラジル人学校から公立学校への転校など、外国人の子どもの在籍状況の広域化と流動化が進んでいます。
- 不就学の解消に向け、2009年(平成21年)に外国人の子どもの就学状況の調査を実施するとともに、就学の案内や相談等の就学支援を行いました。外国人の子どもの在籍状況が広域化・流動化しているため、調査結果も踏まえ、引き続き、外国人の子どもの就学状況の把握とともに、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応等の就学支援を一層充実する必要があります。
- 日本語指導等を通じて、生活言語としての日本語能力が高まっても、学習言語としての日本語能力が十分でないなどの理由から、将来に生かせる学力が十分身についていない児童生徒が見受けられます。将来、日本の社会の構成員として、共に生活していくよう、教科学習につながる日本語の指導体制をさらに充実するなど、学力の育成をはかる必要があります。
- 日本社会で日本語に囲まれて生活しているものの、日本語を十分に身につけることが困難な場合や、母語を学ぶ機会が少ないと母語の習得も十分でない子どもが増加することが考えられます。このような場合、抽象的な思考が困難で、学校での学習についていけないという「ダブル・リミテッド」の課題が指摘されています。
- 2008年(平成20年)に発生した世界的な経済・金融危機により、帰国を余儀なくされた子どもたちが、日本に長く住んでいたために、母語が十分にできない、母国の文化や家庭・学校環境に適応できず、再び来日するものの学習の空白期間が生じ、十分な学力が得られないなどの課題が見られます。
- 将来の帰国を予定している多くの外国人の子どもは、帰国後も母国の教育を支障なく受けることができるよう、外国人学校へ通学していますが、授業料が比較的高額であり、やむを得ず公立学校へ通学するケースが見られます。また、各種学校に認可されなければ通学定期が利用できないなどの課題もあります。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 「三重県人権教育基本方針」および「人権教育ガイドライン」との整合をはかりつつ、外国人児童生徒教育の推進に努めます。

- 教科学習につながる学習言語としての日本語能力の習得への支援の充実に努めます。
- 小学校、中学校、高等学校等が連携しながら、体系的で継続的な日本語指導に取り組みます。
- 外国人児童生徒の学力向上をはかるとともに、高校進学などへの進路指導の充実に努め、多言語の職業紹介冊子や成功例を収めた DVD の普及を市町、市町教育委員会、NPO等と連携して推進します。
- 外国人児童生徒一人ひとりが、自らの進路希望や日本語の理解にあわせて学べるようきめ細かな教育を推進します。
- 母語を習得するための取組への支援に努めます。
- 多文化共生の視点に立った教育を推進します。
- 教育の質的向上に向けた認可外国人学校への支援に努めます。

<具体的な施策例>

- 多言語による学校入学時の就学案内や就学援助制度の情報提供
- ボランティア団体等との連携による日本語の学習支援
- 日本語能力の客観的な把握方法の検討
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒向けの教材の共有化についての検討
- 不就学および不登校の問題を解決していくための取組の推進
- 進学および就職に係る進路指導の充実
- 高等学校入学者選抜制度の見直し
- 日本語の習熟度や進路希望に対応したきめ細かな支援体制の充実
- 地域と連携した多文化共生社会の拠点となる学校づくりの推進
- 幼児教育制度の周知および受入の推進
- 母語を習得するための取組への支援
- 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
- 学校、自治会、NPO等が連携した地域ぐるみの取組の促進
- 日本からブラジルサンパウロ州に帰国した子どもや新たに来日する子どもの教育情報の共有のあり方に関する州教育庁との連携の強化
- 財政面での認可外国人学校への支援

③ 労働環境

【現状と課題】

- 2008年(平成20年)に発生した世界的な経済・金融危機の影響から、多くの外国人住民が職を失いました。日本語能力の不足により、再就職が困難な外国人住民のために、職業訓練や就労のための日本語習得の機会を提供したり、求職相談窓口へ通訳を配置しています。
- 労働関係法令が定める要件を満たさない労働条件のもとで就労しているケースや社会保険に未加入のケースがみられます。また、外国人研修制度および技能実習制度を活用する企業等の中には、外国人研修生等に対し、適正を欠く処遇をしているケースが一部で指摘されています。
- 2008年(平成20年)には、東海三県一市で経済団体との協働のもと「外国人労働者の適正雇用と日本人社会への適応を促進するための憲章」がとりまとめられ、企業への啓発や商工会議所と共にセミナーを開催するなど、憲章普及に向けた取組を実施してきました。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 雇用ニーズに対応した外国人住民への職業訓練を実施します。
- 就労のための日本語能力と資格習得への支援の充実に努めます。
- ハローワークとの連携による就業支援とともに、企業・商工会議所等へ働きかけ、外国人労働者の適切な就業機会の確保や就労環境の改善などを促進します。

<具体的な施策例>

- ハローワークとの連携による就業支援
- 優良企業等の顕彰制度の検討
- 企業および商工会議所等との連携による憲章の普及
(多文化共生推進活動への参画や雇用者としての責任の徹底(法令遵守、社会保険等への加入促進等))
- 職業訓練プログラムの実施、職業訓練施設の周知等
- 多言語での労働のルールに関する周知等

④ 医療、保健、福祉等

【現状と課題】

- 医療については、企業等の被用者や1年以上在留資格のある外国人住民は、公的医療保険(被用者保険、国民健康保険等)に加入し、医療等の給付が受けられることとなっています。しかし、現実には公的医療保険に未加入の外国人住民が多く、大きな問題となっています。また、その問題から、外国人住民自身が受診を控えることにより健康の悪化を引き起こしています。
- 外国人住民が医療機関を利用するに際して、言葉の問題から円滑なコミュニケーションに支障をきたすケースがあり得ることから、医療専門の通訳の養成・派遣や外国語に対応した医療スタッフの育成などの取組が求められています。
- 県では、県国際交流財団と連携して、医療専門の通訳ボランティア(2009年(平成21年)度末現在85人登録)の養成や派遣を受け入れる医療機関(2009年(平成21年)度末現在13機関)の拡大をはかっていますが、医療通訳の必要性・有効性への理解不足や通訳ボランティア確保の問題等により、医療機関での利用はまだまだ低調です。
- 常駐の医療通訳者が県内の医療機関で初めて配置されましたが、今後、医療通訳者の常駐を拡大するため、医療通訳制度の充実を国に求めていく必要があります。
- 集住市を中心に外国人住民の増加に伴い、母子保健や保育など保健福祉サービスの多言語による対応のニーズが高まっており、対応が進められています。
- 年金の問題については、現行の社会保険制度が、公的医療保険と年金・介護保険の加入が共に義務づけられていることなどから、長期に滞在する意図のない外国人住民の加入が促進されない状況があります。
- 将来、外国人住民の高齢化が進む可能性があるので、対応方策を今後検討する必要があります。
- 新たな感染症などの緊急情報の多言語化、周知等の体制を整備していく必要があります。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 社会保険への加入の啓発や多言語対応が可能な医療機関に関する情報提供、医療通訳の利用システムの活用などを進め、普及を拡大させるとともに、保健福祉サービスの多言語化に取り組みます。

<具体的な施策例>

- 社会保険への加入の啓発
- 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
- 医療問診票の多言語表記
- 広域的な医療通訳者利用システムの普及
- 健康診断や健康相談の実施
- 母子保健および保育等における多言語対応

⑤ 防災

【現状と課題】

- 災害発生時には、日本語によるコミュニケーションが困難であったり、災害に関する知識や経験を持たない外国人被災者に対し、言語や文化等の違いに配慮した支援を行う必要があります。そのため、市町や防災関係機関等と連携し、災害時の情報伝達等を検討し、支援体制を整備する必要があります。
- 外国人住民の多くは、知識や経験、情報等の不足が原因で、災害時に支援が必要な立場におかれていますが、知識や情報を身につければ支援者になることができる存在でもあります。外国人住民に対する防災啓発や防災訓練を行うことで、将来的に、支援者となれる外国人住民を育てる必要です。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 平常時から外国人住民の在住状況の把握に努めるとともに、災害時の情報伝達体制や発災後の生活等について、外国人被災者に必要な支援のあり方を検討します。
- 外国人住民に対し災害に関する情報提供や啓発を進めることで、支援者となれる外国人住民の育成を目指します。

<具体的な施策例>

- 災害に関する外国人住民への啓発・研修等
- 外国人住民への災害に関する情報の多言語化
- 緊急時に備えた外国人住民の在住状況の把握
- 災害時に備えた外国人支援ボランティアの育成・支援
- 市町や関係機関等多様な主体と連携・協働した外国人の支援体制づくり
- 大規模災害時に備えた外国人被災者支援に関する広域協定に向けての取組

⑥ 留学生支援

【現状と課題】

- 外国からの県内大学等への留学生数は、1,000人近くに上っています(2010年(平成22年)5月1日現在)が、留学生の多くが物価高などから厳しい生活状況にあります。
- 県では、県国際交流財団に委託し、外国人留学生の中から本県の国際化に貢献する人材、将来にわたって各分野で指導者として活躍することが期待される人材を育成するため、奨学金給付事業を実施しています。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 留学生は多文化共生のキーパーソンとして、また、卒業後の本県の企業活動における有望な人材としても期待されることから、留学生の支援を引き続き進めます。

<具体的な施策例>

- 三重地域留学生交流推進会議(事務局:三重大学)への参画を通じた留学生支援
- 県内で開催される啓発イベント等での、留学生と地域住民の交流機会の提供

(3)多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

- 県では、広く県民を対象に、外国人住民との相互理解をテーマにした啓発活動を実施しています。しかし、依然として生活上のさまざまな場面で、外国人住民に対する不利な扱い、偏見や差別が存在しています。
- 本県には、在日韓国・朝鮮人などの人々も多く生活しています。これらの人々が日本で暮らすことになった歴史的経緯、生活実態についての正しい知識や理解は、まだ十分に広まっているとはいえない。誤解や偏見から生じる差別、社会的に不利益を被る事態などについては、依然として解消されておらず、引き続き、啓発や制度改善の検討を行っていく必要があります。
なお、1995年(平成7年)10月に県議会で、「定住外国人の地方参政権に関する意見書案」が可決され、国の関係機関に送付されました。
- 地域社会と交わるきっかけを見つけられない外国人住民が多いことから、多文化共生の地域づくりを進めるためには、交流会の開催などにより外国人住民と地域住民や自治会などの関係を深める取組が必要です。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」および「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」をはじめとする人権に関わるプラン、計画等との整合をはかりつつ、外国人住民の人権尊重など多文化共生に向けた意識啓発等を進めます。
- 地域住民等に対する多文化共生の啓発や多文化共生を進めるための拠点づくりを進めます。
- 外国人住民の社会生活上の権利について、制度の改善や改善に向けた調査・検討を国に要望していきます。
- 多文化共生や国際交流等の分野において、地域住民がボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

<具体的な施策例>

- 地域住民等に対する多文化共生の啓発
(異文化理解や外国人差別問題に対する啓発の推進)
- 多文化共生の拠点づくり
- 多文化共生をテーマとした交流イベントの開催
- 多文化共生や国際交流活動に取り組むNPO等の活動紹介

② 外国人住民の社会参画

【現状と課題】

- 県全体で2.47%（2010年（平成22年）12月末現在）、市町によっては5%を超える人口割合を占めているにもかかわらず、外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みは、十分とはいえません。
- 言葉の壁や文化の違いなどから、地域の中でコミュニケーションが十分にはかられていないケースがみられます。
- 自治会活動、地域における防災活動等、外国人住民の地域活動への理解と参画が求められています。
- こうした状況の中、集住市の中には、多文化共生推進計画を策定し、集住地域を多文化共生の地域づくりのモデル地区と位置づけ支援する動きも進んできました。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入や社会参画促進の施策などを進めます。
- 外国人住民が地域住民としての認識を持ち、責任や義務を果たしていける土壤をつくりていきます。
- 少子高齢化が進む中、地域の活性化をはかるため、地域社会を支える人材として外国人住民が活躍できる土壤をつくるため、多文化共生に取り組むNPO、市町国際交流協会等を生かして、外国人住民と地域をつなぐ、コーディネート機能を充実します。

<具体的な施策例>

- 各種審議会委員への登用など外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの検討・導入
- 外国人住民が地域の生活ルールおよび習慣を学ぶための交流会、講習会等の開催
- 外国人住民のネットワーク組織およびキーパーソン等への情報提供等の支援
- 外国人住民の地域社会（自治会、自主防災組織、商店街、PTAなど）参画の支援
- 地域社会に貢献する外国人住民の表彰制度の創設を検討
- 地域社会でのコーディネート機能の充実

第2章 国際貢献の推進

1 国際貢献推進の意義

- 世界には災害に見舞われ苦しんでいる人々や自立へ向かって必死の努力をしている国々がたくさん存在します。日本は、これまで世界からさまざまな恩恵を受けて、世界屈指の経済的に豊かな長寿国となった経緯があります。三重県民の「しあわせ」を考えるだけでなく、広く海外に目を向け、県民一人ひとりが身近にできることから国際貢献活動に取り組むことが重要です。

2 国際貢献施策の基本的な考え方

(1) 本県の特性を生かした国際貢献

- 県では、引き続き県内に蓄積された知識・技術・経験を活用し、また海外移住者との絆を大切にして、本県の特性を生かしたきめ細かな活動を実施する必要があります。
- 市町や民間団体が行う活動に対しては、県国際交流財団とも連携して情報提供や活動紹介等の支援を行う必要があります。

(2) 国際貢献への理解促進

- 地球的規模の課題であっても私たちの課題として真剣に考え、身近な生活の中からその解決に向けて行動する地球市民としての意識の醸成をはかる必要があります。
- 県民の国際貢献活動に関する理解の促進を通じ、民間分野の活動の活性化や人材の発掘に努めるなど、県民一人ひとりが国際貢献活動に取り組みやすい環境づくりを進める必要があります。

3 国際貢献施策の方向性

(1) 本県の特性を生かした国際貢献

【現状と課題】

- 県では、本県の強みである環境保全技術や農林水産業技術を生かした国際貢献を行っています。
- 県内民間企業等の協力を得て海外技術研修員の受入や、青年海外協力隊への現職派遣を行っています。
- 市町においても研修員の受入、職員派遣等が行われています。
- 多くの国で日本語や日本文化に対する関心が高まっていますことを踏まえ、日本語教師の受入等新たな分野の開拓や県・市町の職員派遣制度の検討が必要です。
- 國際貢献分野で活動するNPO等の増加や学校等での取組なども活発になっているなど国際貢献活動への理解や関心を示す県民の裾野の拡大がはかられつつあります。
- 青年海外協力隊等で発展途上国に赴任する県出身者を「みえ国際協力大使」に委嘱し、県民が寄付した物資を発展途上国で活用するなど、草の根レベルでの国際貢献活動が行われています。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 県では、県内に蓄積された知識・技術・経験を活用し、本県の特性を生かしたきめ細かな国際貢献活動を実施するとともに、市町や民間団体の活動については、情報提供や連絡調整などについて積極的に協力します。
- 海外から日本語教師を研修員として受け入れ、帰国後に、母国内での日本語教育や文化の発展、本県の情報発信等に貢献する人材を育成します。

<具体的な施策例>

- 国際緊急援助隊への参加
- みえ国際協力大使等による国際協力活動に対する支援
- みえ国際協力大使を活用した国際協力活動の普及・啓発
- 研修員の受入・専門家派遣(自治体、企業)
- 青年海外協力隊等への自治体職員(教職員を含む)の現職参加の推進および県内企業等に対する現職派遣制度の啓発

(2)国際貢献への理解促進

【現状と課題】

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)や大学等と連携して国際貢献活動に関する啓発を続けており、青年海外協力隊をはじめとしたJICAボランティア等による国際貢献活動が活発に行われるようになりましたが、引き続き、県民の国際貢献に対する関心を高めるための取組が必要です。
- 団塊の世代の退職等により、専門分野で培った技能・経験を持つ人材が増えていることから、こうした人材をシニア海外ボランティア等の国際貢献活動に結びつける取組が求められています。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 国際貢献の重要な担い手である県民の参加意識の醸成をはかり、県民、NPO、企業等の民間団体の国際貢献活動への支援やネットワーク化をはかることによって、NPOや県民一人ひとりが国際貢献活動に取り組みやすい環境づくりや人材育成を進めます。

＜具体的な施策例＞

- JICA、NPO、市町、市町国際交流協会、大学等と連携した国際貢献に関する啓発
- 退職者等の高度な技術を持つ人材のシニア海外ボランティア等への参加促進

第3章 国際交流の推進

1 国際交流推進の意義

- 世界と広く交流することによって、外国を鏡として自らの文化を相対的に見ることができます。自分でも気づかなかつた自らの文化の長所を伸ばし、自らの魅力・価値をより高めるきっかけとすることができます。
- 外国人観光客や外資系企業の誘致、国際会議や世界レベルの競技大会の誘致・開催などにより地域の活性化をはかることができます。

2 国際交流施策の基本的な考え方

(1) 県民主体の多様な国際交流活動の支援

- 姉妹・友好提携先との交流を含め、県の国際交流事業では民間分野の参画を促進する必要があります。
- 姉妹・友好提携先等に特定せず、世界のどの国・地域とも交流を進めるとともに、県の活性化のため、外国人観光客や外資系企業の誘致等を積極的に推進する必要があります。
- 多文化共生の観点からも、外国人住民との国際交流機会の拡大により、「身近な国際理解」を推進する必要があります。
- 民間分野での国際交流活動も活発に行われるようになってきたことを受けて、情報提供などの支援を行っていく必要があります。

(2) 地域の国際化および人材育成

- 国際交流員および外国語指導助手(*)を活用した国際化施策の推進、海外自治体等への職員派遣などにより、引き続き国際化社会に対応できる人材育成等に務める必要があります。

(*)国際交流員および外国語指導助手とは、前者は、県・市町の行政部門等で国際交流活動などの職務に従事し、後者は、小・中・高等学校等において日本人教師の外国語授業の補助などを担当する外国人青年のことです。

3 國際交流施策の方向性

(1) 県民主体の多様な国際交流活動の支援

【現状と課題】

- 県では、4つの姉妹・友好提携先(サンパウロ州、河南省、バレンシア州、パラオ)との周年記念事業を中心に交流事業を行っています。また、県民主体の交流も広がりつつあるため、さらなる広範な活動の取組をサポートし育成していく必要があります。
- 今後、特定の国・地域との交流のほか、広く世界のさまざまな国・地域との交流を進めることも有効です。
- 市町、学校、民間団体においても多様な交流が行われています。
- 経済環境の悪化や新型インフルエンザ等の影響から海外での国際交流活動は一時減少傾向にあります。こうした状況のもとで、外国人住民との交流機会の拡大等によって国際交流を進めることも必要とされています。
- 県、市町では、地域の活性化のため、外国人観光客や外資系企業の誘致等を積極的に進めることも重要です。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 県民、NPO、市町国際交流協会などさまざまな民間の活動主体への支援やネットワーク化をはかるとともに、県や市町の実施する交流事業への民間の参画を促進します。
- 外国人観光客や外資系企業の誘致など地域の活性化のための海外戦略を積極的に進めます。
- 外国人住民との交流の機会を提供することにより、身近な国際交流の機会の拡大をはかります。

＜具体的な施策例＞

- 県、市町の交流事業への民間の参画促進
- 県、市町による外国人観光客や外資系企業の誘致
- 民間の国際交流活動への情報提供および協働事業の実施
- 国際交流イベント、地域行事等での外国人住民との交流機会の拡大

(2) 地域の国際化および人材育成

【現状と課題】

- 県および市町では、外国青年招致事業として、財団法人自治体国際化協会等を通じて国際交流員および外国語指導助手を受け入れていますが、2011年(平成23年)度から小学校での外国語活動が始まるところから、地域の国際化および人材育成に向けて、さらなる活用を検討していくことが必要です。
- 県職員の国際的な人材育成を目指して海外の自治体等に職員派遣を行っています。
- 民間レベルの国際交流団体も増加しており、児童生徒の外国への派遣、外国人のホームステイの受入等の自主的な活動なども実施されています。
- グローバルな視点でものを考える必要性が高まり、日常生活においても外国人と接することが普通のことになってきた状況下にあって、地域住民においても語学力の向上に加え、多文化共生についての理解が期待されます。

【多様な主体で進める今後の施策の方向性】

- 県の国際化施策の推進にあたり、国際交流員の地域における多文化共生施策への参画および外国人観光客や外資系企業の誘致等への支援体制の確立を進めます。
- 学校現場へ外国語指導助手を配属することによって、国際感覚に優れた人材育成を進めます。
- 学校現場で「身近な国際理解」と「世界に視野を広げた国際理解」の両方の観点から国際理解教育を推進し、異なる文化、習慣等を理解し合い、多様な価値観を尊重できる人材を育成します。
- 地域住民の外国語学習について、学習機会の提供をはかります。

<具体的な施策例>

- 外国青年招致事業等による地域の国際化および人材育成
- 国際交流員の多文化共生施策、外国人観光客や外資系企業の誘致等への参画など
- 学校での国際理解の推進および海外からの教育旅行の受入等による国際交流活動の充実
- 地域住民のための外国語学習機会の提供

第4章 推進体制

本県における国際化を推進し、多文化共生社会の実現や国際貢献・国際交流活動の活性化をはかるためには、県民一人ひとりや民間団体はもとより、企業、学校、大学等、市町、県などの多様な主体が役割分担を明確にしながら、連携・協働のうえ、取り組んでいく必要があります。

1 県の役割

- 本指針の実現に向けて、広域自治体としての役割等に基づき、市町や民間団体等の多様な推進主体との連携をはかりながら、県が推進役となって国際化施策を進めます。
- 多文化共生の分野では、県国際交流財団と協働でさまざまな課題に対応するための専門的な人材の育成やモデル事業の実施のほか、県民への啓発を行います。
- 國際貢献の分野では、民間団体と協働して率先して取り組みます。

2 各主体に期待される役割

(1) 県民

- 本県の国際化を推進するためには、県民が主役となって、多文化共生社会の実現や国際貢献、交流活動を担っていくことが必要です。
- そのためには、異なる文化や生活習慣などを相互に理解し、日常生活の身近なところから、さまざまな活動に取り組んでいくことが期待されます。

(2) 民間団体(NPO等)

- NPO等の民間団体には、独自の情熱や意欲、機動力を生かした活動が期待されます。外国文化の紹介および日本語習得支援など各団体の特色を生かした活動を開催し、多文化共生社会の実現に向けた取組をはじめ国際貢献、交流活動の担い手としての役割が期待されます。
- 自治会等の地域コミュニティには、外国人住民との交流などを通じ、地域の生活ルール等を学ぶ取組などが期待されます。
- 外国人住民自身による組織には、そのネットワークを活用した多文化共生社会づくりのための活動も期待されます。

(3) 企業・経済団体

- 経済活動のグローバル化が進展する中で、国際的な視野に立った経営が求められているとともに、海外との経済交流を通じて地域経済の活性化に寄与することが期待されます。
- 外国人労働者を雇用する際には、厚生労働省が策定した「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」等に基づき、安全で安心な生活を送ることができる就労環境の整備が求められています。また、外国人住民の生活や地域社会への参画支援などの多文化共生社会づくりに取り組むことも期待されます。
- 外国人研修制度および技能実習制度を通じた人材育成、技術移転による国際貢献

や、県民が行う交流活動への支援・協力が期待されます。

(4)大学等高等教育機関

- 大学、短期大学、高等専門学校においては、国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、研究の成果を地域に還元して地域社会の国際化に寄与することが求められます。
- 近年留学生が増加している中で受入体制を整備し、質の高い留学生の確保をはかるとともに、彼等と県民との交流を通じて国際理解を推進することが期待されます。

(5)市町国際交流協会

- 地域の国際化を一層進めるため、地域内の住民や団体の交流活動の支援など、住民参加による地域の特色ある国際化事業を推進することが求められます。
- 市町と一体となって、地域住民の国際理解、多文化共生施策の推進など、当該地域における重要な国際化事業のコーディネーターとしての役割を果たすことが求められます。

(6)財団法人三重県国際交流財団

- 本県の民間レベルでの国際化を推進するための中核的組織として、県内NGO・NPOのネットワーク化をはかるとともに、各団体が行う活動に対する支援が必要です。
- 特に、多文化共生の分野では、県とも協力し、専門的人材(市町の窓口担当者、日本語サポート、医療通訳ボランティア等)の育成や先導的モデル事業を実施していくことが求められます。

(7)市町

- 基礎自治体として、特に多文化共生の分野で外国人住民を直接支援する主体としての取組が求められます。
- 外国人住民が的確に行政サービスを受けられるよう、地域の実情にあわせて教育、福祉、防災など各分野の行政サービスを向上させていくことや、区域内の自治会やNPO等の市民団体の啓発を行っていくことが期待されます。

3 連携強化

(1)県と各主体との連携強化

- 県内の集住都市で構成する「三重県市町多文化共生ワーキング」を核として、県および市町の施策に関する情報交換を行うとともに、共通の課題に協働して取り組み、県、市町における国際化施策の充実をはかります。
- 外国人住民を含む多様な主体で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催し、県の国際化施策についての意見を集約し、諸事業を実施していくうえで反映していきます。
- 三重労働局等の国の行政機関、他県市、大学、民間団体等とも連携を強化して、多文化共生の効果的な推進をはかります。

(2) 庁内推進体制の強化

- 県庁内横断的な「国際化推進庁内会議」を時宜に応じて開催し、情報交換・連絡調整を行うなど、庁内の推進体制の一層の強化をはかることによって、国際化施策の充実をはかります。